

第6章 景観重要建造物及び樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について

やきもの散歩道地区には、歴史的・文化的価値が高い建造物や長い時間をかけて^{はぐく}育まれてきた樹木が点在しています。

景観行政団体は、景観計画で定める指定方針に即して、良好な景観を形成する上で重要と思われる建造物や樹木について、建造物、樹木の所有者の意見を聴取した上で、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定することができます。

これらに指定された場合、所有者には適正な管理が求められるとともに、現状変更の規制が課せられます。一方で、建造物の補修等に対して、国の支援制度の活用が可能になります。

2. 景観重要建造物の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見ことができ、次のいずれかに該当するものを景観重要建造物に指定します。

- やきもの散歩道地区のシンボリック存在となっているもの
- 美しい形や優れた技術が見られるもの
- 再び造ることができないもの

3. 景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成に重要なもので、道路や公共の場所から望見ことができ、次のいずれかに該当するものを景観重要樹木に指定します。

- やきもの散歩道地区のシンボリック存在となっているもの
- 建築物や工作物等と一体となって良好な景観を形成している樹木

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第5号イ）

やきもの散歩道地区における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置については、愛知県屋外広告物条例に基づくこととしますが、本地区の景観を保全していくために必要となる屋外広告物の制限については、本景観計画において景観形成基準を定めます。

また、こうした制限を適用しながら、今後、状況に応じて、市屋外広告物条例の制定について検討します。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号ロ）

道路等の公共施設は、景観を構成する要素の一つであり、また、景観形成を先導する役割を担うことも期待されます。

やきもの散歩道地区において、良好な景観を形成するために必要と思われる市道等の公共施設について、当該公共施設の管理者と協議し、景観重要公共施設に指定していくことを検討します。

○ 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備、維持管理に当たっては、やきもの散歩道地区の景観に配慮することとします。

第9章 景観計画の推進

1. 推進体制の整備

本景観計画を推進するためには、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要であり、次のような推進体制を整備します。

■景観計画推進会議の設置

景観計画を推進するため、市民、学識経験者、関係団体代表者等で構成し、景観計画の進行管理や景観計画策定後の重要事項の検討を行う景観計画推進会議を設置します。

■関係者連絡協議会の設置

景観に関する取組を効果的に進めるため、住民、事業者、行政の三者間の情報交換、協議・調整する場として、関係者連絡協議会を設置します。

2. 景観に関する理解促進

良好な景観を将来にわたり市民共有の財産として保全するためには、多くの市民が景観資源の価値を知り、理解することが大切なことから、景観に関する理解促進に向けた取組を推進します。

■景観教育・景観学習の実施

学校教育や生涯学習の場において、景観に関する学ぶ機会を提供し、景観に関する意識を子供から高齢者まで幅広く高めていきます。

■広報・啓発活動の推進

広報紙やホームページへの景観関連情報の掲載、景観に関する講演会やシンポジウム、イベントの開催など、様々な機会を通じて、市民の景観への関心を高めていきます。

3. 景観形成に寄与する取組への支援

良好な景観を安定的、持続的に保全するためには、助成制度や助成の財源となる資金確保も必要になることから、次のことについて検討します。

■助成制度の検討

景観重要建造物・樹木の維持管理や修繕等、景観形成基準に適合した建築物・工作物の新築・新設等、住民や事業者の負担を軽減するため、景観形成に寄与する取組への助成制度について検討します。

■協力の確保

市では、景観保全に関する財源を確保するため、平成 20 年度に、ふるさと納税制度を活用した「やきもの散歩道地区景観保全基金」を設けました。

今後、やきもの散歩道地区の景観の魅力や景観保全の必要性を広く PR し、ふるさと納税の協力を呼びかけるとともに、やきもの散歩道への来訪者等に対しても景観保全に関する理解を求め、募金等による資金確保についても検討します。

平成 22 年 4 月

発行 常滑市

事務局：建設部都市計画課

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4-1

TEL : 0569-35-5111

FAX : 0569-35-5642

E-mail : toshikei@city.tokoname.lg.jp

URL : <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>